

2020 年度事業報告

目 次

1. 調査研究事業 2
2. 建築物衛生法関連事業 2～ 3
3. 普及啓発事業 4～ 7
4. キャンペーン事業 7～ 8
5. 教育・資格事業 8～13
6. 伝達媒体運営事業13～14
7. 人材育成事業14
8. 会員支援事業14～21

1. 調査研究事業／担当業務執行理事 中野副会長

1-1. 社会福祉施設における環境衛生調査

1) 社会福祉施設の衛生管理状況の調査設計

社会福祉施設における清掃管理業務の実態（委託状況）や衛生管理状況を調査するための検討を行う計画であったが、コロナ禍の影響により本年度は見合わせた。

2. 建築物衛生法関連事業／担当業務執行理事 中野副会長

2-1. 従事者研修の実施

1) 従事者研修等の実施

企業講師研修（清掃作業従事者研修指導者講習会）を 33 都道府県で実施した。なお、コロナ禍の影響により実施を見合わせた 9 県の申請により、認定証の有効期限の延長証明を行った。

2) 講師の育成

害虫防除業中央協議会に協力し、防除作業従事者研修会指導者講習会を 10 月 2 日に開催し、講師のスキルアップの一助とした。なお同講習会はコロナ禍の影響に鑑み、オンライン生配信で実施した。

また、清掃作業の企業講師研修及び従事者研修の講師について、電子媒体を活用した協会講師・登録講師講習会を実施し、育成を行った。

3) 地区協会の開催支援

登録機関として登録している地区協会に対し、厚生労働省の指導によりコロナ禍における研修形態の拡充（自宅学習・オンライン講習を実施可能とする）を通知するとともに、4 月～9 月までに計画されていた研修の開催状況を把握し、地区協会にフィードバックした。

4) 事業成長の方策

テキストの一斉点検について、在庫僅少になったものから次の対応を図った。

- ・貯水槽清掃作業従事者研修用テキスト：一部改訂・発行
- ・簡易な水質検査の手引き：一部改訂・発行
- ・ビルメンテナンス業の社会的意義と教育の意義：今年度で印刷物としての提供は中止し、地区協会に電子媒体で提供する
- ・建築物清掃技術基準：一部改訂・発行

また、テキスト改訂 WG を開催し、清掃作業従事者研修用テキスト I・II、指導教本について、時代やニーズに適したテキストにするため改訂作業に着手し、2021 年度秋に完了させる予定である。その他の既存テキストの点検も引き続き実施する。

2-2. 監督者講習の実施

1) 清掃作業監督者講習登録機関（新規・再）への登録

全国協会が同講習の実施機関となるため、登録に必要な要件を整備し、厚生労働省へ申請を行い、12月17日に登録団体の許可を得た。

2021年6月からの講習受講受付開始を目指し、次の事業を行った。

①講習会テキストの作成

業界内部・外部の有識者の協力を得て新規・再講習に使用するテキストを作成した。

②オンライン講習システムの構築

新規はオンライン講習（ビデオ講義）とCBT試験、再講習はオンライン講習とオンライン確認テストを行えるよう、システムを構築した。また、受講者の便宜を図るため、1年に12回、ネット申請で受講を受け付けることができるようにした。

③修了試験の作成

講習内容を修得したことを確認するための試験問題を作成した。

④広報の実施

2021年度の実講者目標数を1,500人（新規500人、再講習1,000人）と設定し、それを達成するため、全国協会の会員と1号登録、8号登録をしている企業を対象に2回のDM送付による周知を行った。また、会員へのテレアポの実施により、確実に担当者へ情報が届くようにした。その他、特設サイトの開設やヒューマンフェアでの講演、チラシ配布を実施した。

2-3. 建築物衛生法の改正

1) 建築物衛生法に関する改正要望

前年度に行った厚生労働科学研究の調査結果をもとに、「建築物衛生管理に関する検討会」が厚生労働省内に設置される意向が確認された。

これに伴い、全国協会では特定建築物対象範囲の拡大（現行3,000㎡以上を2,000㎡以上に）、建築物環境衛生管理技術者の選任義務緩和の2点を、ビルメンテナンス議員連盟に要望した。厚生労働省の検討会が2021年1月以降、厚生労働省内に検討会が設置され、上記2点を含めた検討会が開始された。

3. 普及啓発事業

3-1. エコチューニングの推進／担当業務執行理事 堀口常務理事

1) エコチューニング制度の推進

①技術者資格認定の実施

第一種エコチューニング技術者認定に係るエコチューニング技術者資格講習会を東京・大阪の2都市で開催し、2020年11月に新たに65名を認定した。

第二種エコチューニング技術者認定に係るエコチューニング技術者資格講習会をオンライン形態で開催し、2020年10月に新たに94名を認定した。

②事業者認定の実施

2020年度版エコチューニング事業者認定申請案内書を作成し、第一種エコチューニング技術者資格講習会での配布や、既に第一種の資格者を有する事業者に対して郵便、Eメールでの案内を実施した。

2020年度第1回は2020年6月に認定申請受付を開始し、同年9月に新規に認定申請を受け付けた5事業者ならびに認定の更新申請を受け付けた9事業者を認定した。2020年度第2回は2020年12月に認定申請受付を開始し、2021年3月に新規に認定申請を受け付けた10事業者ならびに認定の更新申請を受け付けた22事業者を認定し、現在の認定事業者数は131事業者となった。

③社会経済におけるエコチューニングの位置づけ（あり方）の見直し

脱炭素社会と脱炭素を目指す企業経営の実現に向けたエコチューニングの役割（あり方）を見直すため、短期集中型の「エコチューニングのあり方検討会」を実施した。①エコチューニングを推進すべきターゲットの整理・検討、②ビジネスモデルの考え方の整理、③エネルギー管理における関連プレイヤーの特徴・強みの整理、④エコチューニングの推進体制の整理・連携の可能性、⑤ターゲットグループごとの戦略方針について検討を行った。

2) 中長期戦略の見直し

上記「あり方検討会」での検討結果をもとに、中長期戦略に基づき、今後3年間の重点施策を策定した。エコチューニングを導入する建物所有者を拡大するために、①省エネを実現しやすい、②顧客にとってニーズ・ベネフィットがある、③契約・管理実践しやすい、以上3つの視点でターゲットを絞り込み、当面のターゲットを「自治体等の公共施設」、「民間病院・大学」、「オーナーオフィスビル」、「民間大型施設・商業施設」とし、エコチューニングを実施することによって、オーナーにとってのニーズ・ベネフィットを実現できる事業者を育成する方針とした。

そのために、エコチューニング事業者に必要な、①基本的な技術力、提案力の向上、②提案力、データ分析力向上（発注仕様書の項目を明確・総合評価時の提案力向上）、③エビデンス・事例・ノウハウの蓄積、④より高度な技術力、提案力（ハード面も含めた提案）を獲得できるよう、エコチューニング推進センターの機能強化を図ることとした。

また、ターゲットにエコチューニング導入を実現するための施策として、以下の3つを3か年で重点的に推進する施策とした。

①標準仕様書の開発と実践検証（中央官庁に向けた働きかけ）

- ・エコチューニング技術の再整理、エコチューニング業務／通常管理業務の区分整理
- ・官・民標準仕様書の見直しにむけた関係省庁への働きかけ等

②環境配慮契約法・グリーン購入法の戦略的活用（自治体に向けた働きかけ）

- ・環境配慮契約法が定める入札手法の普及によるエコチューニングの推進
- ・中央官庁への働きかけと並行して、現行の枠内で、意欲的な自治体の実績を蓄積

③顧客のニーズと管理体制に応じたターゲット拡大（需要喚起）

- ・センターの支援機能・体制を整備
- ・認定事業者、技術者が活用する提案手法・営業ツールの開発・提供と問題洗い出し継続

3) 認定事業者・技術者のレベルアップ

認定事業者・技術者のレベルアップを図るために、オンライン形式で「技術者スキルアップ講習」を2021年5月に開催した。また、認定事業者が自律的に発注者へ提案できるよう営業ツールの開発を進める計画とした。開発に関しては、実際に活用する立場（現場視点）の方と共同で行う計画とし、ビルメンヒューマンフェア&クリーンEXP02020の講演会を活用し、10名の協力候補者を募った。

4) 認定取得促進

認定を取得していない事業者に対し、月刊「ビルメン」（「ビルメン技術者のためのエコチューニング科学塾」と題した連載を通じた、エコチューニングを取り巻く環境動向）やメール配信を通じた定期的な最新情報の提供を行い、認定取得を促す働きかけを行った。

5) その他

①事務局業務の運営・強化

運営事務局の選定期間が2021年3月に終了することから、次回選定に向けた準備を行った。また、選定後の制度の充実と拡大を図るため、環境省と折衝・調整を行い、エコチューニング認定制度運営ガイドラインを改定し、推進センターの諸規程の見直し（オンライン講習会に適した内容等）を行った。

②オンライン機能の拡充

頻繁にウェブサイトの更新が実施できるようにシステムの改修を行った。また、実施施策広報などに対するリアクションが把握できるよう、デジタル解析のシステム・仕組みの導入を検討した。

3-2. ビル運営管理相談窓口の運営／担当業務執行理事 村田副会長

発注者からの相談に対応する「ビル運営管理相談窓口」を継続して運営し、ビルオーナーやテナント等から 15 件の問合せが寄せられた。

具体的には、建築物管理契約の内容の相談や、ビルメンテナンス事業者の選定についての相談が多く寄せられ、プロポーザル方式や総合管理契約の推奨、地区協会の協力を得ながら会員の紹介等を行った。その結果、プロポーザルの実施等がなされ、相談者の課題解決に貢献した。

また相談窓口の認知度向上を目的とし、ビルオーナーを対象としたイベント「不動産ソリューションフェア（11月11日～13日、ビルメンヒューマンフェア&クリーンEXP02020と同時開催）」の全国協会ブースでプロモーション活動を行った。

さらに、本相談窓口は発注者を対象とする事業として、「8-5. 営業支援サービスの開発」で開発・公開した発注者向けサイト「ベストビルメン」の1コンテンツとし、引き続き相談対応に注力していくこととした。

3-3. 適正な発注事務の普及／担当業務執行理事 中野副会長

1) 官公庁発注者への適正な発注事務の普及

厚生労働省との共催で、9月～10月にかけて保全業務マネジメントセミナーを地区本部単位で開催を計画していたが、コロナ禍の影響により開催方法を変更することとした。

また、厚生労働省において「ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務の運用に関するガイドライン」を改訂する意向が確認されたため、これを契機とし、全国協会でも本ガイドラインの普及及び活用を行うため「発注ガイドライン普及WG」を設置した。

2021年2月ならびに5月に発注事務の普及に絞ったオンラインで保全業務マネジメントセミナーを開催し、参加した発注者に対する満足度調査を実施し、8割強の自治体から評価を得ることができた。

2) 建築保全業務共通仕様書・積算要領の周知・広報

国土交通省の共通仕様書・積算要領に、適切な維持管理品質等が盛り込まれるよう、国土交通省の指導のもと（一財）建築保全センター「建築保全業務共通仕様書等解説に関する研究会」に委員を派遣し、これに参画した。

「保全業務費の調査方法及び積算に関する試行調査」の調査票検討にあたって、ビルメンテナンス業界にとって適した内容への見直しを提案した結果、同じく研究会に委員を派遣している（一社）全国警備業協会との連携により、調査票の一部改訂が実現し、次年度の調査に反映するという成果を得ることができた。

3-4. 医療関連サービスマーク制度への協力／担当業務執行理事 中野副会長

1) サービスマークの受付事務

(一財) 医療関連サービス振興会が所管する「サービスマーク (院内清掃業務)」の書類受付業務・指導業務を受託し、第 79 回 (10 月認定) は 137 件、第 80 回 (2 月認定) は、159 件、第 81 回 (6 月認定) は 156 件受付、改善指導業務を実施した。

なお第 79~81 回の実地調査については、コロナ禍の影響により病院の視察が困難となったため、振興会と協議し、感染防止の観点から事業所調査時に病院の書類上の調査を行うよう変更した。

2) 医療施設発注者へのサービスマーク普及

(一財) 医療関連サービス振興会が主催する第 30 回シンポジウム (2 月 5 日) にて開催されたパネルディスカッションにパネリストを派遣し、サービスマーク取得事業者を採用するメリット及び防疫事業への取組みについて普及啓発を行った。

3-5. ビルメンテナンスの国際的組織への参画／担当業務執行理事 堀口常務理事

会員サービスの一環として、日本人会員同士の交流機会の創出のためにアジアビルメンテナンス連盟への参画と、新世界ビルメンテナンス大会を計画していたが、全世界的な新型コロナウイルス感染症の状況が終息しない中で断念した。

当面は海外渡航が困難な状況に変わりはないと予想されるので、次回アジア大会を主催する上海やその他加盟国と連携を取りながら、今後の実施可否を判断することとした。

3-6. 建築物の安全確保に関する普及啓発／担当業務執行理事 佐々木洋副会長

既刊書籍『設備総合管理業務委託契約書』及び『セキュリティ ワンポイント レッスン』の販売を通じて、建築物の安全確保に関する普及啓発を行った。

4. キャンペーン事業／担当業務執行理事 佐々木 (洋) 副会長

4-1. ビルメンヒューマンフェアの実施

ビルメンヒューマンフェア&クリーン EXP02020 を、前回同様 (一社) 日本能率協会と共同主催で、2020 年 11 月 11 日~13 日に東京ビッグサイトで開催した。

同時開催展を合わせた来場登録者数は 22,056 人 (前回 40,028 名)、ヒューマンフェアのみの展示会出展は 77 社 139 小間 (前回 156 社 307 小間) となった。コロナ禍の影響により、いずれも前回のおよそ半数程度となった。

講演会プログラムでは、①全国協会の清掃作業監督者講習 (聴講者 41 名)、②エコチューニング (同 49 名)、③インスペクター (同 90 名)、④感染防止防疫事業 (同 83 名) のプロモーションを行った。開催後、各々のプログラム (事業) ごとに設定したプロモーション目標の効果測定 (聴講者の反応、聴講後の受講後の行動分析等) を行い、それぞれ目標の一部を満たす成果を得たことを確認した。

なお、感染症リスクが伴うなかで「参加意欲はあったが参加できなかった」という全国の会員に対する施策として、「マイページ」でセミナー（パネルディスカッションなど）の録画を配信した。さらに、同様の趣旨で、2月24日～3月12日には初の試みとなるオンライン展示会「第1回バーチャル展示会」を開催し、1,045名の登録があった。

4-2. ビルメンこども絵画コンクールの実施

全国規模での「ビルメンメンテナンス業」と「ビルメンメンテナンス協会」の認知とイメージ向上を目的とし、「第14回ビルメンメンテナンスこども絵画コンクール」を実施した。7月17日～9月18日を募集期間とし、全国の小学生・園児から、前年度を大きく上回る12,972点の作品が寄せられた。

10月31日に最終審査会を実施し、文部科学大臣賞、厚生労働大臣賞、環境大臣賞の3大臣賞をはじめ各賞を決定した。なお今年度はコロナ禍の影響に鑑み、表彰は基本的に郵送での対応を行うこととし、感染拡大防止に努めた。

今回のコンクールで設定した「地区協会・会員の『全国協会事業への積極的な参加意識』の醸成」の目標達成については、新型コロナウイルスの影響により表彰を断念せざるを得ない地区協会があった半面、メディアへの露出を積極的に行う地区協会が増え、参加意識の醸成ができた。

5. 教育・資格事業／担当業務執行理事 中野副会長

5-1. ビルクリーニング技能検定の実施

1) ビルクリーニング技能検定の実施運営

本年度より1級・2級・3級の全等級が同時期（後期）の実施となり、学科試験を11月29日に全国10会場で実施し、水準調整会議ならびに実技試験を10月から2月にかけて実施した。

過去3年度の結果は、以下のとおり（カッコ内は2019年度～2018年度結果）。2016年度の複数等級化以来、各等級とも増加の傾向にあり、今年度は、コロナ禍での実施であったが、前年度よりも申請者が増加しており、業界に本資格が浸透され必要度が増していると同える。

特に3級においては、若年者の受検手数料の減免措置制度の活用広報もあり全国の特別支援学校（知的障がい者）からも継続した受検申請があった。

● 1級（受検者数／前年度比）

受検者数：2020—2,015名／79名増（2019—1,936名／200名増／2018—1,736名）

合格者数：2020—510名／228名減（2019—738名／61名増、2018—677名）

合格率：2020—25.3%（2019—38.1%、2018—39.0%）

● 2級（受検者数／前年度比）

受検者数：2020—646名／3名増（2019—643名／98名増／2018—545名）

合格者数：2020—265名／46名減（2019—311名／27名増、2018—284名）

合格率：2020—41.0%（2019—48.4%、2018—52.1%）

● 3級（受検者数／前年度比）

受検者数：2020—1,012名／32名減（2019—1,044名／203名増／2018—841名）

合格者数：2020—522名／143名減（2019—665名／118名増、2018—547名）

合格率：2020—51.6%（2019—63.7%、2018—65.0%）

技能実習生向けのビルクリーニング技能検定は随時受け付けており、随時3級が1,512名、基礎級が2,653名の受検申請があり、各地区本部にて検定を行った。また、2020年度は新たに随時2級で3名の受検申請があり、本部にて検定を行った。

なお、実施に当たっては、厚生労働省が策定した「技能検定の実施に関する新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドライン」に基づき、学科試験・実技試験ともに感染防止対策（試験会場内の換気・ソーシャルディスタンスの確保・体調確認チェックシートの提出・検温・マスク着用・消毒等）を徹底した。

技能検定委員の任期満了に伴い、地区本部から推薦のあった184名を技能検定委員として選任した。さらに、受検者数の増加に伴う技能検定委員の不足が生じたため、地区本部からの推薦により技能検定委員の追加選任を行った。

2) 普及啓発

受検者数は、複数等級化以降、毎年度増加傾向にあり、本年度の1級、2級、3級（随時級除く）の申請者総数はコロナ禍であったが前年度より50名増加した。

また、技能実習生向けの基礎級においては、地区本部以外の受検地拡大に向けた整備を行った結果、試験会場として福井県及び島根県を追加し、検定を実施した。

3) 収益構造の改善

①今年度より運営効率化を目的として、後期に1級、2級、3級をまとめて実施するため、ウェブサイトや月刊「ビルメン」など各媒体で広報を行った結果、特に大きな混乱はなく、申請者総数は前年度より増加した。

②実技試験に画像判定を導入するための実証実験を行い、課題解決に努めて次年度も引き続き検定委員による実証実験、検証を行い、厚生労働省との協議に入る。

③事務・検定の効率化のためタブレット端末を活用した実技試験判定システムを開発し、東京・関東甲信越地区にて検定委員によるトライアルを行うとともに、10月の全国水準調整会議にて説明を行った。2021年度からの導入に向けて、引き続き改良・整備、実施地区への説明準備を整える。

④受検者の利便性の向上のため、次年度に向けてネット申請の準備を進めた。

4) 事業成長の方策

顧客・社会ニーズ目線で「各等級のあるべき技術者像」の点検を行った結果、現行制度では各等級の職務や位置づけが不明瞭であること、また業界のみならず顧客・社会ニーズとの乖離がある可能性が把握され、見直しに着手した。

5-2. ビル設備管理技能検定の実施

1) ビル設備管理技能検定の実施運営

本年度より、ビル設備管理技能検定1級、2級の学科試験・実技試験の募集時期を6月に変更し、9月に東京地区、近畿地区の2会場で、厚生労働省が策定した「技能検定の実施に関する新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドライン」に基づき、学科試験・実技試験ともに感染防止対策（試験会場内の換気・ソーシャルディスタンスの確保・体調確認チェックシートの提出・検温・マスク着用・消毒等）を徹底して実施した。

1級の受検申請者数は29名（前年度7名減）、合格者数は22名（前年度4名減）で、2級の受検申請者数は38名（前年度14名減）、合格者数は14名（前年度より4名減）であった。前年度と比較すると、申請者数合計は21名減少した。

2) 収益構造の改善

申請書類等は、ホームページに掲載し、ダウンロードの利用を促した。

3) 事業成長の方策

ビル設備管理技能検定の改廃について検討を行い、支出分析を行った。次年度に引き続き、厚生労働省と協議を行う。

5-3. ビルクリーニング分野特定技能1号評価試験の実施

1) ビルクリーニング分野特定技能1号評価試験の実施運営

昨年同様、厚生労働省の補助金を得て、特に国外試験について現地法人を持つ会員企業やビルクリーニング外国人材受入支援センター登録機関の協力を得ながら、特定技能1号評価試験の実施に向けて検討した。

具体的には、試験実施候補国の視察を計画していたが、コロナ禍の影響により渡航ができないため、インドネシア政府（海外派遣庁）と10月26日、カンボジア政府（労働省）と1月12日にZOOM会議で、またカンボジア・ベトナム駐日大使館を訪問するなどして試験実施に向けた協議を行った。

外国の試験についてもコロナ禍の影響により実施できなかったが、インドネシアについては、次年度に向けて試験会場の確保と、支援センターとともに訓練の場の用意に向けて準備を進めた。

国内の試験については3回開催を行い、うち1回目はコロナ禍の影響により当初予定していた2020年4月～5月の開催を、同年8月～9月に延期して開催した。全国6会場（北海道、東京、愛知、大阪、徳島、福岡）にて実施し、受験者141名に対し合格者は104名（合格率73.7%）であった。

2回目の試験は年11月～12月にかけて、全国7会場（北海道、宮城、東京、愛知、大阪、広島、福岡）にて実施し、受験者356名に対し合格者は265名（合格率74.4%）であった。

3回目の試験は4月～5月にかけて、全国6会場（宮城、東京、愛知、大阪、広島、福岡）にて実施し、受験者261名に対し合格者は193名（合格率73.9%）であった。

なお、合格証明書の発行件数は、57名分（6月～5月）と合格者数に対し低調であった。また、試験にあたっては10月27日に各地区本部試験官（首席）とZOOMによる水準調整会議を開催し、感染防止対策を施しながら実施した。

2) 収益の検証

外国の試験が実施できないため検証まで及ばなかったが、外国政府等との交渉についてはZOOMを活用して経費削減に努めた。また、コロナ禍でも試験を実施可能な状態にすることと、収益改善を実現するため、コンピューター試験や画像判定の導入に向けて検討を行った。

3) 事業成長の方策

①厚生労働省が推進するビルクリーニング分野の外国人材受入れ体制適正化調査事業に協力し、委員派遣やヒアリング企業を紹介した。

②作業試験の合格率を上げるため、本年度2回目の試験より、作業試験問題に試験に使用する資器材の写真を追加するとともに、作業試験対策DVDダイジェスト版の動画を作成し、YouTubeに公開した（視聴回数2,500回以上）

③試験の合格率を上げるため、試験対策のマンガテキスト（日本語・英語・クメール語・インドネシア語・ミャンマー語・ベトナム語）を作成し、3月より全国ビルメンテナンス協会のウェブサイトにて電子書籍として公開し、5月31日時点で2,800件以上（日本語版）の閲覧があった。

④コロナの影響による外国人の負担を軽減するため、出入国在留管理庁の特定技能試験実施費補助金制度を活用し、本年度2回目の試験は受験手数料を半額（1,100円）にした。

⑤ビルメンテナンス議員連盟を通じて、ビル設備管理における外国人材の活用、並びに特定技能制度における書類の削減化について要望を行った。

5-4. 建築物清掃管理評価資格者の認定講習の実施

1) 建築物清掃管理評価資格者の認定講習の実施

資格講習会を8月～10月にかけて、10地区で14回開催する予定であったが、コロナ禍の影響により12月～3月に延期をして実施（座学はオンライン講習、実習は集合形式に変更後初）した結果、320名の申請者に対して298名が出席し、277名が合格した。合格率は、93%となり、昨年度の合格率89%に対し、若干上がる結果となった。

2) フォローアップ講習（再講習）の実施

10月～11月にかけてオンライン講習を実施し、1,157名の申請があり、1,139名が修了した。

3) 資格者メリットサービスの実施

①資格者が活用できるデータ（改善指示書等）やインスペクション関係する情報（各種シート（7種）、講習開催情報、関連情報）のインスペクション通信にて発信した。

②インスペクター制度の活用事例、制度に対する要望の収集を目的として実施したアン

ケート（ビルメンヒューマンフェア&クリーン EXP02020 にて実施）を分析し、発注者側における本制度の理解、推進という課題を得たので、次年度に発注者に対して本制度の認知、活用に繋がる施策を講じる。

4) 事業成長の方策

①発注者へのインスペクター利用促進

主にビルオーナーが読者層である「週刊ビル経営」11月号にて、インスペクターをテーマとした座談会特集を組み、活用メリットなどを発注者に向けて啓発した。実際の制度活用に直結する成果までは得られなかったが、ビルオーナー層へのアプローチを行う有力な媒体との連携体制を獲得できた。

②効率的（収益UP）・効果的（受講者増）な運用

本年度より、新規講習の座学（2日間）と、フォローアップ講習をIT化（オンライン講習）した結果、次のとおり受講料の値下げを実現し、企業の負担軽減に努めた。

- ・資格者講習（会員；-9,800円、一般；-8,000円）
- ・フォローアップ講習（会員；-2,000円、一般；-1,000円）

また、IT化によるメリット（いつでも、どこでも、なんどでも）にて、受講者増を試みたが、コロナ禍の影響により、新規講習は申請者数が例年より落ち込んだ結果となったが、IT化における満足度アンケート結果では、「良かった」との回答が74.7%で、今後もオンライン講習を「希望する」との回答が86.0%だった。次年度は、アンケート結果を踏まえ受講者増に繋がる施策を立案する。

5) テキスト改訂の実施

改訂を行うために本講習講師へアンケートを行い、意見の集約をした。次年度は、テキストを時代やニーズにあった内容にブラッシュアップし、2022年度から改訂版を使用する。

5-5. 病院清掃受託責任者講習の実施

1) 病院清掃受託責任者講習の実施

コロナ禍の影響に鑑み、当初2021年度を目標としていた講習会のIT化を前倒しして実施し、オンライン講習（eラーニング+CBT（コンピューター試験））として実施した。なお、一部のITが利用できない受講者（56名）に対しては地区協会への業務委託のもと、紙による考査を実施した。

結果、新規修了者1,148名、再講習修了者1,846名の合計2,994名に修了証書を発行し、医療法施行規則で求められている受託責任者を輩出した。

2) 受託責任者のレベル向上

本講習のカリキュラムについて、新型コロナウイルス感染症に関するコンテンツを盛り込み、受託責任者のレベル向上に努めた。

3) 事業成長の方策

受講者のアンケート結果を分析し、オンライン講習の改善策をまとめ、次年度以降の開催

に向けた改善施策（企業へ IT 導入支援・推進、講習教材の改善、付随システムの改善等）の整備に着手した。

また、受託責任者を含め広く業界内外に病院清掃に関する動画コンテンツを配信する予定であったが、他事業の構築を優先させるため本年度は見送ることとした。

5-6. 協会講師育成環境整備

1) 講師の育成

講師育成プログラムの検討を行った結果、IT を活用して、全事業の講師が受講できる育成プログラムの制作を行った。また、次年度の実装を目標として、講師のみならず検定委員・実地調査員などを含め講師推薦から育成までの基盤整備に向けて着手した。

新型コロナウイルス感染症流行期間（2020年11月～2021年5月）において、不特定多数の受講者・受検者等と対面する機会があった事業協力者に対し、慰労金を支給した。

6. 伝達媒体運営事業／担当業務執行理事 佐々木（洋）副会長

6-1. 月刊「ビルメン」の定期発行

月刊「ビルメン」を毎月1日（2020年6月号～2021年5月号）継続発行した。本誌の発行目的を、①全国協会事業のプロモーション機能、②会員に対する経営・営業支援に資する情報提供機能の2つとし、これに資する企画・記事構成を行った。一例として、①では「全国協会の清掃作業監督者講習」「新型コロナウイルス感染防止事業」など、②では「コロナ禍における不動産市場の変化とビルメンへの影響」「就職氷河期世代とビルメン」などを取り上げた。

また情報提供の方法として、従来の雑誌媒体に加え、6月より個人向けサイト「マイページ」を通じた電子媒体の提供も開始した。

その結果、本誌を通じて全国協会事業への問い合わせや質問・相談、感想が多数寄せられるとともに、本誌の追加購読、協会発行の書籍の追加購入、また会員サービス（賠償責任保険等）への申し込み等が複数で実現した。また電子媒体には平均約180回／月のアクセスがあり、活用が確認された。

6-2. 情報伝達媒体の強化

月刊「ビルメン」、全国協会ウェブサイト、メールマガジンなど、全国協会が保有する伝達媒体の最適化を検討した結果、各媒体を個々に改善するのではなく、媒体全体を「マーケティング&プロモーション機能」と位置づけて再構築する方向性が見いだされ、実現に向けた具体的検討を行った。

その結果、2021年9月以降を目途に、協会保有媒体のデジタルシフトを推進することとした。具体的には、全国協会ウェブサイトを総合情報サイト「ビルメン WEB」に再構築し、全国協会が発信するすべての情報をデジタル化して集約するとともに、既存の「マイページ」

機能と連動し、情報の受け手となる個人ごとにカスタマイズされた情報を、迅速に届けられる仕組みづくり等を、段階的に行うこととした。

これに伴い、月刊「ビルメン」はビルメンWEBのコンテンツとして提供していくこととなるが、デジタル媒体に不慣れな会員のために、当面の間はリーフレット「月刊ビルメン mini」として継続発行し、デジタル媒体の情報のサマリーを伝えるとともに、会員のデジタル媒体移行を支援することとした。

今後、デジタル媒体によって得られる顧客意向（アクセス状況等）を各事業にフィードバックし、継続的に事業の発展・改善等が行える体制を築いていくこととした。

7. 人材育成事業／担当業務執行理事 中野副会長

7-1. 大規模イベント指導者向け講習事業

イベント会場の清掃業務を受託する事業者に対して、清掃作業を管理監督する立場にある者（マネジャーなど）を対象とした講習を行う予定であったが、コロナ禍の影響により集合講習が困難となったため、テキスト提供のみ行った。

7-2. 清掃業務従事者特別講習の実施

九州地区における清掃業務従事者のスキルアップを目的とし、10月12日～14日に鹿児島県の会員事業所の清掃作業従事者（7社10名の出席）を対象に清掃用具と機械器具の取り扱い、並びに応用実技講習を実施した。

8. 会員支援事業

8-1. 業の価値改革のための会員との共同研究開発／担当業務執行理事 佐々木（浩）副会長

ビルメンメンテナンス業を将来にわたって発展的に成長させることを目的とし、会員有志との共同研究事業を行うことを計画してきたが、本事業を進めるにあたり、全国協会がその役割を果たすために相応しい組織となる必要があるとして、全国協会の組織課題の改善に向けた検討に着手した。

具体的には、業界を取り巻く外部環境が急激に変化するなかで、全国協会が変化のスピードに柔軟に対応し、持続的に成長できる組織体質を持つことを目的として、「組織のスリム化」「ガバナンス強化」「委員会体制の強化」「地区本部機能の再検討」「事務局機能の強化」等について、2023年まで期間をかけて段階的に実施する提案をまとめた。

事業企画調整会議や地区本部長意見交換会議などで協議を重ねた結果、2020年度は「組織のスリム化」として有識者理事の数を変更（従来の「20名」を「必要に応じて5名以内」に）することとしてコンセンサスを得て、理事会承認を経て、2021年5月25日の臨時総会により決定された。

その他の事項は継続協議として、2021年度も引き続き事業企画調整会議などの場をもって協議を進めていくこととした。

8-2. 地方自治体の入札制度の運用改善／担当業務執行理事 中野副会長

1) 「問題事例集」「入札運用改善マニュアル」の提供

ビルメンテナンスの設計品質を向上することを目的として、モデル県協会（群馬県、愛知、滋賀、石川県）と協働で2017年度からの4年間の事業活動を纏めた「入札制度運用改善事業マニュアル」を発刊した。マニュアルは2種類作成し、「実践編」と「事例集（第1版）」を9月に各都道府県協会に配布し、続けて11月に「事例集（第2版）」を配布した。

さらに、2021年1月に開催したビルメンテナンス議員連盟懇談会や、2021年2月ならびに5月に開催した「保全業務マネジメントセミナー」において活用し、不適格な品質がもたらす問題点を地方自治体の入札制度の各関係者と共有した。

2) 会員ならびに都道府県協会のための相談窓口の開設

「入札制度運用改善事業マニュアル」の配布により、地方自治体の入札制度の運用改善に関する各都道府県協会による相談を受け付けた。

その結果、4協会からの要望を受けリモートにて説明し、さらには、マニュアルの追加配布などを行い、求める相談内容に対応した。

8-3. 会員メリットの開発・提供／担当業務執行理事 村田副会長

会員企業のみがメリットを享受できる新規サービスを充実させること目的に、外部の各種事業者と業務提携し、下記サービスの提供（会員限定のメリットを設けたうえでの紹介）を実施した。

1) 新規付帯サービスの開発

①メーター検針アプリケーション、給与前払いサービスの紹介

スマートフォン・アプリケーションによるメーター検針を安価な会員価格として提供することにより、会員企業の業務効率化の一助とすべく、12月より提供開始を行った。

給与前払いサービスについて、新たに1社との提携を交わし、次年度からの案内開始に向け準備を整えた。

②新規採用クリーンクルー向け動画教材「はじめてのビルクリーニング」

新規採用クリーンクルー向けコンテンツとして動画教材を作成、「マイページ」を通じた会員限定サービスとして、12月から提供開始し、約3,000件の閲覧を得た。

③補助金・助成金情報提供サービスの開発・提供

「マイページ」を通じた会員限定サービスとして、「補助金・助成金」に関する情報提供サービスを開始した。毎月1日・15日の2回更新を行い、約780件の閲覧を得た。

④WEBセミナーの実施

最新情報を迅速に、またコロナ禍でも安全に情報を提供することを目的に、会員限定でWEBセミナーを19回実施し、延べ約450名の参加を得た。

また、2021年5月に企業とのタイアップセミナーを東京・愛知・大阪・福岡の4会場をオンラインで繋ぐサテライト形式にて開催し、約40名の参加を得た。

2) 付帯サービスのプロモーション

開発・紹介等が開始された会員限定サービスについて「会員支援 NEWS」をはじめ協会事業説明会など各媒体でプロモーション活動を行った。

各種施策実施の結果、サービス提供の起点となる「マイページ」登録者数の推移が芳しくなかったことから、さらなる拡大が必要と判断し「マイページ」登録数増加を主眼としたサービス施策及びプロモーションに注力することとし、オンラインビジネススキル研修サービス「マイビズアップ」の開発を実施し次年度リリースに向け準備を行った。

8-4. 就職氷河期世代の雇用支援／担当業務執行理事 村田副会長

1) ビルクリーニング（ビルメンテナンス）就労説明会の実施

就職氷河期世代雇用支援として、当該世代の求職者と会員とのマッチングを行う合同企業説明会「ビルメンテナンス就職応援&面接会」を、2月19日にオンラインで実施した。

企画当初は全国8会場で開催する計画であったが、新型コロナウイルス感染症の再拡大に伴う緊急時短宣言の発出を受け、急遽オンラインでの開催に切り替えた。その結果、全国の会場で実施を計画していた段階では会員63社の参加を受け付けたが、オンラインへの変更によりキャンセルが発生し、最終的に25社の出展参加を得た。

説明会では、求職者はビルメンの知識がないことを前提とし、ビルメン事業者の取締役でもあるコメディアンを活用したプロモーション動画を製作・公開するとともに、ビルメンで就労する将来像が描けるキャリアマップ、テキスト等を作成して配布した。

求職者の集客については、厚生労働省、ハローワーク、地域若者サポートステーションの全面協力のもと、通知の発出やそれぞれの機関で案内チラシの頒布、また当該求職者が多く活用する転職者向け求人サイトの協力を得て実施した。その結果、総計242名の求職者の登録を得た。

なお、2月19日にオンラインで開催した録画は、5月19日までアーカイブ配信した。

8-5. 営業支援サービスの開発・運営／担当業務執行理事 村田副会長

会員の（非会員に対する）優位性を実現するために、全国協会が長年かけて培ってきた社会的信頼・信用を活用して発注者と会員企業とをつなぎ、両者のビジネス活性化を支援するウェブサイト「ベストビルメン (<https://bestbm.j-bma.or.jp/>)」のプレリリース版を、5月末に公開した。

会員限定の営業フィールドとなる「ビルメン事業者検索」機能は、データベースやサーバー間の整合性などの諸問題が明らかとなり、年度内の実装には至らなかったが、8月中を目途に実装できるよう引き続き進めることとした。

8-6. 各種保険の加入勧奨／担当業務執行理事 村田副会長

1) 保険加入の支援

会員支援委員の地元地区を中心に、会議や会合の場で保険の紹介の機会を予定したが、コロナ禍の影響により各保険代理店が宣伝活動を自粛したことを受け、リアルイベントとしての紹介の機会はビルメンヒューマンフェア&クリーン EXP02020 内での宣伝のみにとどまった。一方、オンラインでの閲覧を前提としたプロモーション機会の拡充のため、バーチャルフェアのセミナー枠を活用したプロモーションや各社 30 分程度の動画セミナーを制作し、広報活動を実施した。その結果、非会員企業より保険料試算や入会の問い合わせが寄せられるなど、一定の反応が把握できた。

8-7. 外国人材の活用促進／担当業務執行理事 村田副会長

(一財) 建築物管理訓練センターのビルクリーニング外国人材受入支援センターと連携して、会員企業の外国人材活用を促進するため、下記の活動を行った。

適正な外国人材の受け入れを遵守する団体としての訴求、情報収集を行うため、11月16日に設立された JP-MIRAI の「責任ある外国人労働者の受け入れプラットフォーム」の正会員(全国協会及び支援センター)になり、全国協会はアドバイザーグループにも参画した。

厚生労働省が推進するビルクリーニング分野の外国人材受入れ体制適正化事業成果物のうち、受け入れ機関向けの特定技能制度に係る啓発パンフレットを印刷し、次年度の説明会資料として活用する。

<支援センターの活動内容>

- ①6月：登録企業に「外国人材受入に関する新型コロナウイルス感染症の影響調査」を実施し、88社から回答を得た。6月の段階ではコロナの経営的影響はあるものの、これからも状況を見ながら外国人材を活用していきたい傾向が見て取れた
- ②7月：基礎級ビルクリーニング科実技訓練 DVD(英語、ベトナム語、インドネシア語)を作成し、販売を開始
- ③9月17日：ビルクリーニング外国人技能指導者講習会を行うため準備を進めていたが、コロナ禍の影響により中止
- ④10月：自社内の外国人材定着化の支援を行うため、エイムソウル社が開発した『CQI 適性検査』と業務提携し、提供を開始
- ⑤10月13日：Webセミナー『コロナ禍における外国人材受入れの注意ポイント』を開催
- ⑥10月13日：『相談窓口ーコロナの影響で雇用に不安がある事業者の皆様へ』を設置
- ⑦10月22日・23日：ビルメンテナンス外国人材ジョブフェアを行うため準備を進めていたが、コロナ禍の影響により中止
- ⑧11月：出入国在留管理庁主催の特定技能外国人の円滑な受入れを促進するためのマッチングイベント(広報)・説明会(講師派遣)に協力
- ⑨11月19日・20日：提携事業活用セミナー「ビルメンテナンス業界における外国人材の円

滑な受入れ・定着方法を考える」を開催。『外国人採用の鍵を握る概念「CQ」とは』『外国人材の教育・生活支援のための e-Learning サポート』

⑩2月4日：JP-MIRAI 主催のベトナム人緊急就業支援プログラム・キャリアセミナーに協力し、「ビルクリーニング」を紹介

⑪3月：外国人の住居支援のため、株式会社レオパレス 21 と業務提携

⑫外国人雇用に役立つメールマガジンを9回発行

8-8. 各都道府県協会と連携した全国協会事業の促進／担当業務執行理事 村田副会長

全国協会の事業を全国的に展開・推進を図るとともに、理念や達成すべき目的を共有できる地区協会及び会員と連携して事業の利用促進を行うための助成制度を運用した。

コロナ禍の影響が甚大となり、地区協会においても対応に苦慮している状況が把握されたことから、地区協会が会員に対して行う事業やサービスにおいてコロナ禍対応を行うための費用の一部も、助成対象に含めることが検討された。実行可能性を把握するため地区協会を対象にアンケートを実施し、その回答も踏まえて再度検討した結果、本事業の対象範囲拡大及び予算拡大案が委員会として決定され、理事会での承認を経て助成が実施された。

助成対象となった地区協会は26協会、助成金額は11,067,447円となった。

8-9. 会員経営、協会運営等に資する情報の提供／担当業務執行理事 佐々木（洋）副会長

1) 第51回実態調査の実施

全会員を対象とした第51回実態調査を、9月1日～10月16日の期間に実施した。

調査票設計にあたっては、経済産業省大臣官房調査統計グループの統計企画室統計解析専門職の協力を得て、今般のコロナ禍における業界への影響を調査する設問の追加、また回答者の負担軽減（実数記入を極力削減）などの改善を行った。その結果、回収率は前回の39.7%を大幅に上回る46.3%に改善した。

調査報告書は2月に『ビルメンテナンス情報年鑑2021』として発行した。調査結果データは、ビルメンテナンス議員連盟との懇談会（朝食会）における要望書の根拠資料、マスク等外部からの要請に応じた業界情報の提供材料、さらに全国協会の施策や事業計画立案にあたって会員の声を反映することなどに役立てた。

さらに、調査の意義や調査結果を会員と共有する機会として「第1回全国ビルメンサミット」「意見交換会」をオンラインで実施した。「意見交換会」には、18協会39名（うち全国協会役員9名）が参加し、今後の調査の方向性などについて会員と意見交換を行うとともに、全国協会への要望などを共有した。

2) 労働災害防止の指導・支援

①労働災害防止に資する情報の提供

地区協会が実施する安全衛生大会において、例年どおり希望に応じて労働災害発生状況や保険収支率等、労働災害防止に資する情報・材料の提供を行った。

②労働災害発生報告システムの運用

平成 24 年度から運用している本システムを継続し、毎月、各地区本部に報告を行った。

③労働安全衛生マネジメントシステムの普及事業への協力

厚生労働省より「労働安全衛生マネジメントシステム普及事業」の委託を受けた民間企業に協力し、同社に対し全国協会より委員派遣ならびに専門委員の推薦を行い、本事業への支援並びに 1 月 22 日開催のセミナーテキストの制作等支援を行った。

3) 協会事業訪問説明会（フィードバック説明会）の実施

全国協会が提供するサービスを会員に活用いただくこと、また会員と全国協会の対話を図ることを目的とした「協会事業説明会」を、11 月 16 日～27 日の期間に 7 回オンラインで実施し、約 200 名の参加を得た。

当初は各地を訪問して開催する計画であったが、コロナ禍の影響によりオンラインでの開催に変更した。また開催にあたっては一律の説明とせず、各地区で説明を希望する事業を選択していただき、その内容を各担当委委員長が中心となって説明する形とした。

アンケートを行った結果、本説明会が「とても役に立った」が 55.6%、「部分的に役に立った」が 44.4%、「まったく役に立たない」が 0%と、おおむね好評を得た。説明を行った事業のうち、特に興味を持たれたのは「清掃作業監督者講習」「IT インフラ整備」「感染防止防疫事業」「病院清掃受託責任者講習」等であった。

4) 会員経営に資する法令・条例等の改正に関する情報提供

①短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大の法律改正について

厚生労働省年金局と協議しながら、月刊「ビルメン」9月号、2021年5月号で同法の改正に関する記事を掲載し、啓発活動を行った。同様に12月に本件に関するオンラインセミナーを開催し、会員に対する普及と業界における懸念点の周知に努めた。

②新型コロナウイルス感染症対策に関する医療従事者への慰労金交付事業等について

全国ビルメンメンテナンス政治連盟と連携したビルメンメンテナンス議員連盟への要望が実り、院内清掃業務等の外部委託業者の従事者も慰労金の支給対象に含まれることになり、各都道府県協会を対象にオンライン説明会を行った。要請のあった地区については、会員企業に直接オンラインで説明を行った。

5) その他

近畿地区において「中部近畿産業保安監督部近畿支部管内の電気事故と安全対策等」の講習会を予定していたが、コロナ禍の影響により中止され、希望者に関係資料を配布することで本講習会の目的である「電気事故と安全対策」の最新情報の提供を図った。

また、既刊書籍『安全衛生管理のすすめ』の販売を通じて、労働災害防止に関する情報支援を行った。

8-10. IT インフラ整備の実施／担当業務執行理事 佐々木（浩）副会長

全国協会事業成果の最大化と事業遂行基盤を強靱化するため、ロードマップ（優先順位）に沿って前年度から引き続き開発を進めた。

また、コロナ禍の影響も鑑み、当初、2021 年度計画していた資格・講習事業に係る各システム等の連携等機能開発費用について、迅速な対応が求められたため、理事会の決議を得た上で補正予算を計上し、前倒しで投資を実行した。

これらによって、2020 年度中に実装を開始したインフラは主に次のとおり。

- ①「マイページ」運用開始（2020 年 6 月 1 日～）
- ②「マイページ」「受講管理システム」「e ラーニングシステム」「GBT」の連携
- ③事務局会議室の「スタジオ」化（各講習、セミナーの動画編集に活用）
- ④実技検定試験ビデオ判定システム（試作用）
- ⑤清掃作業監督者講習開催への対応（2021 年 6 月 1 日からの受付開始にあわせて）

8-11. 東京オリンピック・パラリンピックへの協力／担当 原田業務執行理事

東京オリンピック・パラリンピック競技大会の簡素化に伴い、ハウスキーピング業務仕様の一部変更について、（公財）東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会より打診があり、見直しについて協議を行った。併せて、コロナ禍の状況に鑑み、ビルメン事業共同企業体から選手村における防疫業務の提案を行い、大会期間中の業務実施方針について合意した。

1 年延期となった選手村ハウスキーピング業務の実施準備の再開にあたり、受託会員に対して改めて受託意向を確認するアンケートを実施するとともに、説明会を開催した。併せて受託会員との委託契約変更を行った。

その他、選手村現地へ資機材の搬入を開始するとともに、現場スタッフ等約 1,000 名を対象とした「選手村ハウスキーピング業務研修会」をスタートさせるなど、東京オリンピック・パラリンピック選手村開村に向けたさまざまな準備を着実に進めた。

8-12. 新型コロナウイルス感染防止防疫業務／担当業務執行理事 中野副会長

（1）防疫業務の定着に向けた事業

1) 数値化、見える化（エビデンス確保）のための検証

①清掃業務における粒子飛散状況に関する共同研究

感染症予防対策の基礎データとして、清掃作業時における粒子挙動を測定し、より安全な清掃業務計画の立案に役立てるために、慶應義塾大学と下記協働研究を行った結果、安全な清掃業務計画に繋げられるデータが得られ、次年度に本研究結果を反映させた業務方法の立案を行う。

- ・ ベッドメイク（布団含）時、客室清掃時の粒子飛散状況
- ・ 防護具の着脱時の粒子動向

・掃除機排気中の粒子飛散調査

②物理的除去状況（資機材別（ウェス、マイクロファイバーウェス）、平米別など）の検証
効果的、効率的な作業の構築をするために、日本環境管理学会との共同研究の検討に入り準備を進めた。検証については、次年度に行う。

③コロナ禍での作業量増加の検証

「ビルメンテナンス業における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」で求める作業を追加した場合、従来作業に比べてどの程度工数・時間が増加するか検証（全国協会事務所スペース）をした結果、作業工数は12、時間は約10分増加することを把握した。

2) 推奨モデル業務の作成（標準化）

会員企業が標準的な業務が行えるよう、「感染しない、感染させない、『防護』と『ゾーニング』の基本遵守を徹底」を基本方針として、11月に「防疫業務のガイドライン第1版」（感染リスクが高い環境下での作業を想定した内容）を発信した。

3) 補償制度の構築検討

会員企業・従事者の安全・安心確保のため、補償制度の構築検討を行った結果、「従事する者へのリスク回避としての補償保険（罹患時の入院、休業、死亡）」の構築をした。次年度は本制度の活用を促進するための周知活動、より良いサービスの提供を行うための検討を引き続き行う。

4) 事業スキームの構築

国、自治体、保健所などから依頼される防疫業務に対応できるスキーム構築を検討した結果、当協会に相談窓口を設けると同時に、実施企業への支援体制の構築を図ろうとしたが、業務の受発注に協会が介在するリスクがあるため、引き続き慎重に検討することとした。

5) 防疫作業部隊の育成

コロナ禍における清掃・消毒業務に対応するため、下記事業を実施した。

①ビルメンテナンス現業責任者向けセミナー

防疫業務に取り組む会員企業を増やすため、防疫業務を行うにあたり役立つ技術提供をオンラインにて6開催、9テーマのセミナーを行い、累計435名が参加した。また、セミナー放送日に限り、講演者との質疑応答ができるよう会員サービスに努めた。なお、本セミナーの講演動画はマイページからいつでも視聴可能（講演動画のみ）にして、当日参加できなかった企業へのフォローにも努めた。

②感染予防対策衛生管理士（IPCC）認定講習会の構築

感染防止上から安心・安全を利用者に提供するため、新型コロナウイルス感染症だけでなく注目すべき感染症にも対応可能な認定講習（オンライン講習＋実技演習）の構築を行った。

コロナ禍での開催のため、感染者数の状況を見ながら限定的な地域（県外移動）を対象に5月開始の予定であったが、緊急事態宣言により6月に延期した。

以上